

平成 28 年 4 月

## 法人のお客さまにおいて発生している外国送金詐欺に ご注意ください

法人のお客さまが、海外のお取引先や親会社・関連会社と送金取引時の送金口座情報を電子メールにて行う際、偽の電子メールや内容が改ざんされた電子メールにだまされ、外国送金の資金が詐取される被害が発生しています。

法人のお客さまにおかれましては、次のような事例に基づく対応をお願いいたします。

### 実際に発生している事例（詐欺の手口）

- 海外のお取引先になりすまして送信された電子メール（※1）による送金指示や電子メールに添付された請求書に従って外国送金を行った結果、送金した資金が詐取された。
- 外国に所在する自社関係会社の責任者等、上層幹部の名前を騙って法人のお客さまの経理担当者等に送信された電子メールによる送金指示に従って外国送金を行った結果、送金した資金が詐取された。
- 法人のお客さまが海外の取引先に送信した電子メールまたは添付資料が改ざんされ、法人のお客さまの指示口座とは異なる口座に送金された結果、受領すべき資金が詐取された。

（※1）正規のメールアドレスとは異なるアドレス（ドメイン名が異なる等）や、ハッキングされた外国法人のパソコンから送信されたもの

### 有効と考えられる対策事例

- 海外のお取引先から送金先口座を変更する旨の電子メールを受領した場合や、海外のお取引先の正規でないメールアドレスから送金依頼を受信した場合、あるいは至急扱いまたは極秘扱いの送金依頼に関するメールを受信した場合は、海外のお取引先に対し電子メールとは異なる通信手段（電話またはFAX等）により事実の確認を行う。
- 送金取引やその連絡手段として利用しているパソコンのセキュリティー対策を行う。また、海外のお取引先と送金依頼の電子メールを送受信する際に、より安全性の高い方法により行う。

#### 【対応方法の事例】

- ① メールサービスログイン時や添付ファイルのパスワードは、第三者に類推されにくい文字列（英数記号等の文字種混入等）とし、添付ファイルのパスワードは電子メールとは異なる手段（電話またはFAX等）により連絡する。
- ② 平文（暗号化されていないデータ）ではなく暗号化した添付ファイルを用いる電子署名を付す。  
なお、具体的な方法については、お客さまのパソコンの利用環境により異なりますので、社内システムのご担当者さま、パソコンの購入元またはインターネットサービスプロバイダなどにご相談ください。

同様の手口が発生、または少しでも不審な点を感じた場合にはすぐに送金せず、最寄の警察署にご相談ください。